

令和4年3月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年3月4日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和4年3月4日(金) 午前 8時59分
散 会 日 時	令和4年3月4日(金) 午後 4時28分
委 員 長	頓 所 澄 江
委員会出席委員	
委 員 長	頓 所 澄 江
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也      秋 谷      修      川 崎 葉 子 市ノ川 徳 宏
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 1 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 1 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 4 号）のうち本委員会付託された部分	原案可決
第 1 5 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 1 6 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 7 号	令和 3 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 1 8 号	令和 3 年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 9 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 1 号	令和 4 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第 2 3 号	令和 4 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 2 4 号	令和 4 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 2 6 号	令和 4 年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第 2 7 号	令和 4 年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	清 水 洋
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	清 水 千 之
都市建設部参事兼都市計画課長	矢 部 正 樹
都市計画課副参事	藤 村 弥
建築住宅課長	秋 元 宏 康
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶
市街地整備課長	大 堀 勝 彦
市街地整備課副参事	田 村 邦 博
市街地整備課副参事	原 口 均
都市建設部参事兼道路課長	中 根 治 人
産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎 徹

(上下水道部)

上下水道部長	三 村 正
上下水道部参事兼経營業務課長	高 子 英 江
水道課長	小 林 弘 樹
下水道課長	山 崎 眞 也
下水道課副参事	宮 澤 祐 紀

吹上支所長	細 野 兼 弘
川里支所長	山 縣 一 公

書 記 佐 伯 幸 子

書 記 中 島 達 也

(開会 午前8時59分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。  
委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と秋谷修委員  
にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第11号 市道の路線の認定について、議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委員会に付託された部分、議案第15号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 令和3年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第3号)、議案第18号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第2号)、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第21号 令和4年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第24号 令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算、議案第26号 令和4年度鴻巣市水道事業会計予算、議案第27号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計予算の議案12件であります。

これを直ちに議題といたします。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、そのたびごとに休憩を挟みますので、関係しない執行部は退席をお願いいたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第11号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩をして、現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決とします。

次に、議案第13号、議案第15号、議案第16号の補正予算、次に議案第19号の一般会計予算、次に区画整理事業に係る議案第23号、議案第24号について執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第19号の一般会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第26号、議案第27号について執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算、予算については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

それでは、阿部委員。

(阿部) 資料請求をお願いします。

議案第19号の、いわゆるH-223号線に係る資料なのですが、今回、橋を架けるような図面を作るといようなことになっておりますので、その橋を中心とする地域の地図及び地権者の分かるような公図と、加えてその土地の評価について資料を頂きたいと思えます。

(委員長) ただいま阿部委員より議案第19号についての資料請求がありました。

請求のありました資料について、執行部は提出することは可能ですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 橋を架けることになった、予定されている周辺の地図、それと地権者の分かる公図については提出できます。

(委員長) それでは、執行部のほうで用意できるということなのですが、それではお諮りいたします。阿部委員より請求のありました資料について、委員会に提出いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

その資料について、いつ、どのような形で提出できるか、都市計画課長、お願いいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 準備しまして、月曜日の委員会までにシステムのほうにアップできるような形で準備したいと思えます。

(委員長) 月曜日にモアノートに入ることですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) はい、朝までに。

(委員長) 朝までにとすることは、8時半にアップされるということでしょうか。

(はいの声あり)

(委員長) 阿部委員、それでよろしいですか。

(阿部) はい。

(委員長) それでは、お諮りいたします。

再度確認ですが、阿部委員より請求のありました資料について、委員会に提出いただくことよろしいでしょうか。モアノートにアップするという事なのですが、よろしいですか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては資料の用意をよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)



(開議 午前9時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第11号について、一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第11号は、市道の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。議案及び本日お配りいたしました参考資料の公図の写しも併せて御覧いただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー1の市道認定図を御覧ください。市道A-1039号線でございますが、起点を鴻巣市大間字原1031番1地先とし、終点を鴻巣市大間字逆川551番4地先とします幅員16メートルから19.5メートル、延長428.9メートルの路線で、都市計画道路三谷橋一大間線の延伸に向け、これを認定するものでございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー2の市道認定図を御覧ください。市道A-1040号線でございますが、起点を鴻巣市松原2丁目4372番2地先とし、終点を鴻巣市原馬室字下曾部661番3地先とします幅員18メートル、延長629.5メートルの路線で、都市計画道路荒川左岸通線の延伸に向け、これを認定するものでございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー3の市道認定図を御覧ください。市道H-227号線でございますが、起点を鴻巣市ひばり野1丁目289番10地先とし、終点を鴻巣市ひばり野1丁目289番5地先とします幅員4.5メートル、延長54.45メートルの路線で、開発道路の帰属に伴い認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時10分)

---

(開議 午前10時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第11号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(市ノ川) では、道路に関して二、三点。市道のA-1040号線なのですけれども、これ起点が県道沿いになっていきますけれども、これは何か意味があるのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 路線の起点及び終点を決めるルールは、鴻巣市道路認定基準要綱第4条第1項に規定されておまして、その中では、路線の起点は連結する道路の路線順位の上位から始めるものとし、路線の順位は次に掲げるものとするということで、1番が国道、2、県道、3、1級市道、4、2級市道、5、一般市道となっております。

ご質問の市道A-1040号線につきましては、県道側を起点としました。鴻巣市道路認定基準要綱第4条により、県道側にしました。また、市道A-1039号線につきましても、同様に国道側、上尾道路ができるほうを起点といたしました。

以上です。

(市ノ川) 市道のH-227号線のことなのですけれども、先ほど見たところ、終点のほうにはちゃんと隅切りがありましたけれども、起点側はそういうのはなかったのですけれども、何か理由はあるのでしょうか。

(建築住宅課長) 今回県道側のほうには歩道があったかと思うのですけれども、開発の取付け道路に歩道がある場合、こういった場合は歩道がないものと想定して開発道路の隅切りを計画すると、その隅切りが歩道内で収まってしまいます。こういった場合は、隅切りを設置する必要はないということになっております。

以上です。

(市ノ川) もう一点だけ。その終点側のほうに、たしか水路があって、柵が両側についていたと思うのですけれども、あれは市がつけたものですか、業者さんのほうでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 柵につきましては、公共物施工承認申請にて開発業者が設置いたしました。

以上です。

(川崎) では、市道 A—1039号線につきましては、幅員が16メートルで延長が428メートルということでありまして、公図がここ出ておりますが、その用地買収に当たるその個数でしょうか、について予定になるかと思っておりますけれども、それについてまず1点お伺いをいたします。

同じく荒川左岸のほうです。市道 A—1040号線につきましても……

(何事か声あり)

(川崎) そうでしたね。では、一問一答ですからね。まず、1039号線。

(都市建設部参事兼道路課長) まず、地権者ということによろしいですか。地権者でしたでしょうか。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 道路が通るところ沿いの地権者の数なのでございますけれども、約20件ぐらいと想定しております。これは、路線測量の結果から、約20件ぐらいであると想定しております。

以上です。

(川崎) では、同じく市道 A—1040号線につきましても同じ質問なのですが、こちらのほうの地権者はどのぐらいなのでしょう。

(都市建設部参事兼都市計画課長) こちらのほうは、まだ路線測量等も全て実施しておりませんので、今想定されているものとしては80筆ありまして、地権者のほうは測量の中で明らかになると思われます。

以上です。

(秋谷) 市道の A—1039号線なのでございますけれども、まず1つが幅員が16メートルから19.5メートルってちょっと幅が細いところ、太いところとあるのかな。これはどういうことなのか。

(都市建設部参事兼道路課長) あそこは山になっている地形なので、道路が現況と計画高の差があるところが出てくるのです。下を通るところなのでございますけれども、そこには土留め構造のブロック擁壁が建つわけなのです。そのブロック擁壁と、その幅というのですか、土留め構造のブロック擁壁の、擁壁高が一番高いところが一番太くなるといったところになります。

(秋谷) あともう一つ、この A—1039号線なのでございますけれども、ちょっと自分の目が悪いのか、この案内図で見ますと、何か曲がっているところが、城山のちょっと手前ぐらいのところに、道路がちょっとだけ曲がっているように見えるのですけれども、これは何か私の見間違いなのだろうか。こっちの公図の写しでもちょっとカーブというか、曲がっている感じがするのですが、これしっかり真っすぐ線が引けなか



ったものなのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) これ埼玉県指定史跡の伝源経基館跡のところをかすめるようにというか、若干曲がったふうに、形になっております。

以上です。

(秋谷) 終点を例えば真っすぐを取れば、当然城山のところをちょっと避けて曲げたというのは分かるのですが、逆に起点側のほうから今の2期線のほうに真っすぐ引けば、カーブしなくても済んだ。カーブというか、ちょっと曲げなくてもいいのではないのかなという気がするのですが。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 都市計画道路のほうは、そもそも昭和30年に都市計画決定されたときに中心線が決められまして、そこから家を建てるなどには53条等の規制を、かかってくるわけなのですけれども、その当時、真っすぐ、源の遺跡のほうに当たる法線だったのですが、それを避ける形で変更をかけた。もともとは、当たるような状態だったところを避けるような形で変更をかけたために、起点側のほうが曲がっているという状況です。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第11号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時09分)

◇

(開議 午前 11 時 09 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 13 号 令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算(第 14 号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(都市建設部参事兼道路課長) すみません。発言の訂正をお願いいたします。

34、35 ページの上のほうの三谷橋一大間線 2 期工事整備事業、18 節の埼玉県街路事業負担金についてなのですが、本年度の事業費用が確定したことに伴い、増額の補正予算を計上するものと言うべきところを、減額の補正予算と言ってしまいました。正しくは、本年度の事業費用が確定したことに伴い、増額の補正予算を計上するものです。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) ページ数でいうと 6 ページになりますか。6 ページになるのですけれども、盛土の件です。もう国交省が令和 3 年度中にということで、それで補正予算を組んでというような説明がありましたね。何か 8 か月ぐらいかかるのでというお話だったのですが、このことをもう一回詳しくお話ししていただいてよろしいですか。

(建築住宅課長) 8 か月というのも、今回調査の予定としましては、ボーリング調査を 10 メートルぐらいを 2 本ぐらいやりたいなというふうに考えています。そのほか、土のサンプル等を取って、室内試験を何項目かやります。そのほか、地下水位の計測も行いたいと考えておりまして、地下水位も季節によって変動したりしますので、3 回ぐらい、今、計画の中で盛り込んでおります。そういった期間もちょっとできるだけ長いスパンで取りたいというところもありますので、8 か月というような工期を今想定しております。今回、業務委託の入札までの業務も含めて 8 か月と言っておりますので、実際の工期はもうち

よっと短くなるかと思うのですけれども。

以上です。

(川崎) 31ページになりますでしょうか。産業団地プロジェクトです。用地取得の業務委託料の減額のところでの説明だったかと思えますけれども、これ委託ではなくて、職員が用地交渉を行ったので減額になったというご説明でしたけれども、このことについて、どのようなことだったのかお聞きしたいと思います。

(産業団地プロジェクト課長) 当初、埼玉県土地開発公社と業務委託をするに当たりまして、公社のほうから全地権者、要は遠方の方だけではなくて全地権者について業務委託をいただきたいというお話でした。ただ、実際に産業団地の進捗状況とか地元に対しては市のほうも丁寧に対応していきたいということで、地元の道永と寺谷と、それから屈巢地域については市の職員で用地交渉を行ったような状況です。

(加藤) それでは、1項目だけご質問をさせていただきたいと存じます。

ページでいうと33から35にかけてある中で、大規模盛土造成地変動予測調査委託料ということでございますが、先ほど地下水位の変動などという話があったのかなと思うのですけれども、改めてこれどのような部分の予測ということで、ちょっともう一度確認したいところです。

(建築住宅課長) 部分というのと、水位がということですか。

(はいの声あり)

(建築住宅課長) やって見ないと分からないところであるのですけれども、10メートルぐらい、今ボーリング調査等も予定していますので、その範囲内に出てくるというような想定では今います。

以上です。

(加藤) 市内に同様な場所、このような場所の存在ってあるのでしょうか。

(建築住宅課長) 令和2年度に鴻巣市のほうで調査したところ、それ以前に第1次スクリーニング調査というもので県のほうでやっておりましたが、そのとき10か所あったのですけれども、令和2年度に行った鴻巣市の調査、行ったところ、10か所のうち9か所は大規模盛土ではないというような調査結果が出ております。残る1か所が今回原馬室地区ということになりますので、今回調査する場所以外のところでは大規模盛土造成地はありません。

以上です。

(加藤) では、最後ちょっともう一点だけ。こういった予測結果につきましては、周知などどのようになっているのか、方法も含めて、どんなふうな扱いをしているのか教えていただけますでしょうか。

(建築住宅課長) 既にもう第1次スクリーニングのときから、県のほうのホームページではアップされていきました。今回、令和2年度に行った第2次スクリーニング計画、これの結果を受けて、県のほうのホームページ、市のほうのホームページも更新されております。来年度行う予定の第2次スクリーニングのほうにおいても、結果が出次第、市のほうのホームページ、また県のほうのホームページを更新されるような形で周知をしていくような形になるというふうに考えています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時37分)



(開議 午前11時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第15号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画

整理事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（秋谷）繰越明許の具体的な遅れた理由は何なのだろう。地権者の方の個人的な事情なのか、それともまた別の理由なのか、具体的にしゃべれる範囲でお願いします。

（市街地整備課長）具体的な理由でございます。まず、1件の工事とご説明いたしました。本事業地内で実施中の区画道路築造工事、区6-138号線でございます。繰越し理由といたしまして、隣接地権者の物件移転補償、こちらはブロック塀であるとか、物置であるとか、そういったものがございますが、そちらの移転に不測の時間を要しております。物件が移転が遅れているため、工事が実施できず、繰越明許をお願いするものでございます。

また、13件ほか物件移転補償の繰越し理由につきましては、全て権利者の物件移転に不測の日数を要しているため、繰越明許をお願いするものでございます。個々のものにつきましては、各個人の実情がございますので、内容についてはちょっと回答を控えさせていただきます。

以上です。

（川崎）今のご説明で、年度内の完了が難しいということは分かったのですけれども、ではいつ頃の完了を目指しているのか、予定しているのかについて伺います。

（市街地整備課長）まず、工事の繰越しにつきましてはです。現在は、3月14日までということで工期を設定して、現場着工を今現在はちょっと見合せている状況でございます。3月議会、一旦会議終了後まで、3月14日から一旦工期のほうを延伸させていただきまして、繰越しのご承認をいただきましたときには、移転完了を見込む予定である9月末、これは物件移転の完了を半年間、9月末までの延伸ということの一つの考え方でございますので、9月末から、工事につきましては約一月の1か月後の10月末まで延伸したいと考えております。

また、先ほどもちょっと申し上げましたが、物件移転につきましては、全ての方、個々の状況、確かにございますが、一旦は現在契約が3月31日までとなっている契約を、繰越しのご承認いただきましたら、9月末、これを一つの目安として、半年間の延伸を考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第15号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時43分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第16号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 今ご説明いただきましたけれども、一部直営設計になったという説明がありました。これどのようなことなのか、詳細に説明をお願いいたします。

(市街地整備課長) 当初予算におきましては、設計委託料につきまして、区画道路詳細設計業務委託、区12-1号線、それと区画道路詳細設計業務委託、工業団地通線、この2路線について設計のほうを見込んでございました。区画道路詳細設計業務委託、区12-1号線につき

ましては発注させていただいて、請負額等は発生しておりますが、先ほどご質問いただきました工業団地通線側、こちらのほう一部、施工延長にしてそうあるものではございませんが、直営設計、要は職員による設計を現地測量を踏まえ実施したことから、不用となったこととございます。

以上です。

（川崎）そうあることではないのですが、職員による設計ということでありましたけれども、そうあることではないことが、なぜ今回そのようになったのか、経緯について伺います。

（市街地整備課長）施工規模的に当初予算からしてあまり大きくない設計でございました。当初予算で見込んでいた額としましては、60万円ほどを見込んでいたのです。本来でしたら随意契約などを使用しながら発注を考えていたのですが、こちらのほうでほかとの調整もかなわないことから、では現地のほうを測量しながらやっということがございまして、そうあるというわけではなく、直営設計というものの中には数実施しておりますことから、今回不用となったものでございます。

以上です。

（川崎）では、その下の、これは建設発生土の搬出、こちらが搬出できなかったというお話でありました。その理由について伺います。

（市街地整備課長）当初予算におきましては3,800万円ございました。区画道路築造工事などによって発生して、現在、広田区画整理地内2か所に仮置きをしております。1か所目が1号公園予定地、こちらが約3,000立米ほど、公共施設用地、ちょうど事業地内中央部になりますか、公共施設用地、こちらに9,000立米ほど、約1万2,000立米ほど建設発生土があるというふうに見込んで予算立てをしております。そちらを一部、9,000立米ほどをUCR、こちら羽生を一応想定していたのですけれども、そちらのほうへ搬出する計画で予算内示をいただいたところでございます。

予算化が進む中で、川里地内で現在実施しているほ場整備事業、これは加須農林が発注しておりますけれども、そちらで土砂搬出に向けて、近いということと、処分費が無料であると、無料で受け取っていただけるということ、こちらの関係から、そちらで土砂搬出に向けて協議を進めてまいりました。残念ながら、令和2年度内には確約はいただけなかった状況でございますが、その後、8月、ほ場整備地内への受入量3,000立米ほどは受入れできますよということで協議が調いまし

たので、実測設計の上、発注をした。要は当初見込んでいる数字、全量がちょっと出せなかった状況で、現在3,000立米を搬出させていただいたところでございます。

以上です。

(秋谷)今のやり取りの中で、残りの9,000についてはどういう扱いをお考えなのでしょうか。

(市街地整備課長)残量、現在のところ、事業地内、まだ公共施設用地のほうに建設発生土、残されております。こちらのほうの搬出につきましてでございますが、令和4年度予算で改めてご審議いただくような形、考えております。再度、今現在のところはほ場整備事業のほうに残る全量のほうを搬出できるように、今現在は協議調整をしておるところでございます。

以上です。

(委員長)ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長)討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第16号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長)挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時08分)



(開議 午後1時08分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に



付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 8 分)



(開議 午後 2 時 1 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(秋谷) では、通告をしてある順に質問を行いたいと思います。

117ページの交通安全施設整備事業のところから。先ほど道路反射鏡やら何やら委託料のところを聞いたのですが、工事請負費のところの交通安全施設整備工事と通学路安全対策工事の予定の令和4年度実施予定の件数と、あと実施場所を教えてください。

(都市建設部参事兼道路課長) 交通安全施設整備工事につきましては、道路反射鏡設置工事の単価契約で25基の新規設置を計画しております。また、区画線設置工事の単価契約では、要望等に基づいた区画線の設置を行い、そのほか警戒標識や防護柵の設置を要望等に基づき行ってまいります。

通学路安全対策工事につきましては、第5期通学路整備計画に基づき、小中学校12校の通学路と保育園7園のお散歩コースで、ポラード、車止めの設置や路面標示などの安全対策工事を30件計画しております。あわせまして、区画線設置工事の単価契約で、小学校からの要望に基づき、2校、田間宮小、広田小の通学路で路面標示を計画しております。

以上です。

(秋谷) 現時点のいろんな計画であったり、要望箇所の対応を今回の予算で組んでいるのでしょうかけれども、緊急対応の部分というのは別途取ってあるのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 6工区の、6工区分けした修繕の中でも、そういった工事費も入れたり是可以することがありますので、緊急の場合はやったりしております。

(秋谷) 次が239ページに飛びます。緑化推進事業なのですが、去年からでしたか、記念樹引換えの業務が、新しく転居された方々に記念品を差し上げるということで始めたと思うのですが、現在までの実績はどうなのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長）この記念樹引換券、家屋調査時に引換券を配付しております。引換券は、市内9店舗で1,000円相当の苗木として引き換えることができます。苗木のほうは1,000円のものではなく、店舗にある苗木が1,000円以上であれば、お客様がその差額を負担して引き換えていただくということになります。

令和4年の1月末時点の引換券は、配付枚数としては528枚配付してございます。利用件数は、1月末の時点で63枚となっております。

（秋谷）528枚配付して、実際の引換えが63枚というお答えだと、新年度予算、これ70万円取っているということは700本分ですよ。単純に1,000円でやったら700本分ということになるのだけれども、どう現状を認識されているのでしょうか。思ったよりも、こちら側の意図しているものよりもちょっと受けが悪いというか、実際頂いても、環境上困ってしまうようなことなのか。どのように推測されますでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今のところ、この引換え期限が今年度末までございますので、引換え率が今のところ悪いというところで、広報のほうに、お早めに引き換えくださいということで掲載させていただきました。この引換券を配付したときの、配付してPRしているわけなので、皆さん、あることは知っていらっしゃるのかなというところで、その中でおうちに木が必要か必要でないかという、全員が必要というふうに私どもは判断して、皆さん、引き換えてくださいというところをお願いしたのですが、中には木は要らないという方もいらっしゃる。その辺の見極めのほうが、まだ市としてちょっと甘かったのかなというふうには自分の中では感じております。

今後どうすればいいのかなというところなのですが、今70万円、前回対象件数が700件あるということで70万円ということで、全員が引き換えていただけるような形をお願いしたのですが、実際のところ、配付しても引き換えてくれないお客様がいるということを考えてみると、この1,000円をあるいは2,000円等にして、もう少し皆さんが魅力のある金額ということで引き換えていただけるようにまたPRしていきたいと考えております。

（秋谷）もともと緑化推進を図るといって、行政としての考え方としては当然といえば当然なのだけれども、現実的に受け取る側のほうにしっかりとした目的なりなんなりというのを理解していただく、あるいは金額の話はもちろんあったけれども、最近の新築の住宅、今日も道路認定のところで見ただけで、そういうスペース自体取っていない住

宅とかも結構あるのですよね、維持管理が大変だから。ちょっとこの辺りはもうちょっと深く研究されたほうがいいのではないのでしょうか。どうでしょう。

（都市建設部参事兼都市計画課長）全てのお宅がお庭があるわけではなく、お庭に植えるような記念樹という発想で緑化推進を図りたいということで始めたのですが、例えば部屋の中の観葉植物等でも使えるようにPRしていきたいと考えております。

（秋谷）次は、287ページお願いします。住宅等耐震改修促進事業の中のブロック塀等撤去築造補助金なのですけれども、これ今現在まで、たしか前に、決算のときだったか、対象の件数は聞いたような気がしたのだけれども、それに対しての実績というものがどうなっているのか教えてください。

（建築住宅課副参事）危険ブロック塀等の撤去及び生け垣等の設置事業において……

（何事か声あり）

（建築住宅課副参事）すみません。過去の実績ということなのですが、以前にお答えしている数字なのですけれども、特に危険なブロック塀が8件で、危険なブロック塀ということで62件がございますというお話です。

今現在、今年度につきましては8月、9月、それと12月に現地のほうを確認しまして、あるいは周知活動ということでポスティングで注意喚起を呼びかけておりますが、その結果、特に危険なブロック塀については7件、危険なブロック塀というのは60件ということで確認しております。

以上です。

（秋谷）そうすると、従前に比べて、特に危険なブロック塀は1件減ったと。それで、次のレベルの危険なブロック塀は2件減ったということなのですが、これはもうちょっと促進していただくための方策を考えた上で補助金をつけることを考えていかないと、進まないのではないのでしょうか。どう思いますか。

（建築住宅課副参事）昨年度なのですが、令和2年度の実績については、実際この補助金を使われた件数というのが、ブロック塀の解体についてはゼロ件、生け垣の設置についてもゼロ件ということで、なかったのですが、今年度につきましてはブロック塀の解体の補助のほうは4件、今のところ交付決定のほうをさせていただいている状況です。残念ながらこの4件については、今申し上げた市が把握しているブロ

ック塀には該当していない部分ではあるのですが、広報等でも周知活動を行っている中で、このような補助金を使っていただいて解消されている部分もございますので、ある程度そういった広報での周知とかは効果があるのかなと思っております。

それと、補助金、7件と60件ということで把握しているお宅に今年度ポスティングをしておるのですが、今年度につきましては、中に入れる折り込みのチラシをちょっと工夫しまして、実際に過去にあった被害の写真、ブロック塀の転倒の写真ですとか解体業者さんのリスト、これは商工会のほうで出しているものであるのですがけれども、そういったものを実際入れたりとか、相談先が分かるようなもの、そういったものを入れたりとか、あるいは解体ではないのですがけれども、危険なブロック塀に危険であるという表示をしていただきたいたいということで、ブロック塀に貼り付けるような表示の表示例などを入れて、周知活動のほうをしております、中にはそのチラシのほうを危険だということで貼っていただいたお宅もあるということで確認しております。ですので、補助金を使っていただければ結構だと思っておりますけれども、危険ブロック塀の解消という意味で、この補助金制度を続けながら、周知活動のほうをさらに、今までと同じような形になると思っておりますけれども、ホームページと実際の現地のほうで周知活動のほうを行ってまいりたいと考えております。

（秋谷）こちら側がこのブロック塀は特に危険ですよと思っても、ポスティング止まりなのではしょうか。というのは、その所有者の方々に、行政の判断では、このブロック塀については明らかに何かしら危険があるので、取り壊すなり、高さを下げてくださいなりなんなりお願いできないでしょうかと直接通お話をした上で、お金は確かにかかるので、市としてはこういう補助金を用意しているので、ぜひご利用をお願いしますというようなアプローチはしていないのでしょうか。

（建築住宅課副参事）実際直接お会いしてアプローチできないかというお話だと思っておりますが、このコロナ禍ということで、当初個別に訪問してお会いできるような形で接触を試みていった部分もあるのですが、このような状況なのでポスティングに切り替えて今年度は行ってまいりました。ただ、状況を見まして、直接お会いできるような形でご説明というのはしていかななくてはいけないかなと思っておりますので、今後、状況を見ながら適宜対応したいなと思っております。

（秋谷）次は、289ページなのですがけれども、道路改修事業の改修予定の本数というか、さっきもしかしたら説明あったと思うのですがけれど

も、ちょっとよく聞けなかったのです。もう一度改めて、改修の予定本数であるとか実施場所がある程度お示しできるのであれば、お示ししていただきたいのですけれども。

（都市建設部参事兼道路課長）大変失礼いたしました。

道路改修事業なのですけれども、令和4年度は、継続で14件、新規で9件、合計23件、路線数でいうと27路線、約2.73キロメートルの舗装の改修工事を計画しております。

主な場所といたしましては、小松1丁目地内の小松原神社の前、そこが市道B-15号線というのですけれども、そこや榎戸1丁目地内、元荒川の側道なのですけれども、市道吹269、273号線、それと広田地内のヘリオス会病院脇の道路、これは市道川2017号線といいます。それらを計画しています。工事内容としましては、舗装の打ち替えや側溝の蓋かけ等となっております。

以上です。

（秋谷）続いて、291ページの幹線道路のところなのですが、これも幹線道路の整備予定の本数と実施場所を、すみません、改めてお願いします。

（都市建設部参事兼道路課長）幹線道路整備事業につきましては、令和4年度は幹線道路として26路線、6.6キロメートルの舗装の更新工事を計画しております。主な実施場所といたしましては、天神中央地内としまして、保健所の交差点から県道内田ヶ谷線まで、これ市道A-2034号線なのですけれども、そこや、本町地内の鴻巣女子高の前の通り、これが市道A-2023号線になります。そして、吹上富士見1丁目地内の吹上富士見通線、そこを市道吹691号線なのですけれども、そちらと、それと広田地内の川里創作館付近、市道川14号線などとなっております。工事の内容としましては、舗装の打ち替えとなります。

以上です。

（秋谷）次に、同じページの291ページで、毎回ちょっと伺っていますが、道路維持補修事業のところ、道路維持・補修業務委託料なのですけれども、たしかエリアごとに予算の割り振りやしていると思うのですが、振り分けている予算の額を教えてください。

（都市建設部参事兼道路課長）では、6工区の工区をちょっとご紹介いたします。

1工区が笠原、郷地、上谷、天神3丁目、生出塚、下生出塚、西中曾根、下谷、常光などが1工区、北本寄りのほうです。それと、2工区が鴻巣地域、JR高崎線東側、それと3工区が鴻巣地域内、高崎線西

側、4工区が吹上地内、JR高崎線南側、5工区が吹上地内、JR高崎線北側、6工区が川里地域という形で、大まかに6工区が分かれています。

道路維持補修業務につきましては、鴻巣市小規模道路工事業務委託として、平成28年度から市民の要望に対して迅速に作業するために、市内を6工区に分けて、道路の補修や除草などの単価契約を締結しております。6工区の予算の振り分けにつきましては、作業実績や要望件数を勘案した上で決定しており、令和4年度につきましては、令和3年12月議会で債務負担行為の議決をいただき、令和3年3月3日に契約いたしました。

そして、各工区の上限額なのですが、令和3年度と同額です。

1工区が900万円、2工区が1,200万円、3工区が1,300万円、4工区が1,000万円、5工区が1,000万円、6工区が600万円、合計6,000万円となっております。

以上です。

(秋谷) 令和3年度と同じ振り分けというお話でしたけれども、以前に決算のときかな、予算のときだったか、ちょっとこの部分について、こういう分け方が適切かどうか分からないですけれども、例えば人口の張り付き具合にある意味比例するわけではないですか、その道路を利用する人割合というのは。そういう意味では、予算の割り振りというものにある程度波をつけてあげないと、いつもそれが同じということはないです。だから、ある部分では一気に予算を投入して集中的にやるという考えも、自分はある程度いいのではないのかなと思うのです。大体この予算はすごく早く消化されてしまって、後になるとできない、予算がなくてできないというようなことがあるのですよね。その辺りは何か改善できることはないでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 平成30年度は全体で5,400万円だったのですがけれども、900万円でその6工区全部均等であった時代がありまして、その中で、工区によって仕事量が違ってくるということになりました。令和元年度からは工区に分けて、例えば1工区であれば、1工区800万、2工区が1,300万、3工区が1,400万、4工区が900万、5工区が1,000万で6工区が600万という形で、川里さんなんかちょっとあれなので、600万に下げたりだとか、ほかのところを厚くしたりだとかやっていった中で、令和元年度、その次の令和2年度も令和元年度と一緒にいったのです。その中で、また1回、2年に1回ぐらいが均等にというか、要望だとか、あと傷み具合だとか、そういったことでい

いのかなというところで、令和3年度、令和4年度は今回の金額という形になっております。だから、なるべくであれば、この工区を大きくしたりだとか小さくしたりだとか、そういったことはしたくなくて、この6工区で割ときれいに分かれて、大きな道だとか、川だとか、JRとかで仕切られているので、そこの区域を守りながら金額のほうを、毎年というよりも、2年に1回ぐらいで見直していきたいと、そんなふう考えております。

(秋谷) 次が、293ページの道路改良事業なのですが、これもすみませんが、改良予定の本数と、あと主な実施場所をお願いします。

(都市建設部参事兼道路課長) 令和4年度の道路改良事業なのですが、けれども、継続案件8件、新規が8件、合計16件、路線数につきましても16路線、延長は約1.52キロメートルの側溝の敷設、それと歩道整備等の改良工事を計画しております。

主な実施場所といたしましては、赤見台4丁目地内、赤中、赤一小の前の歩道の改築、両側工事、これが市道A-1020号線といいます。それと、下忍地内のネッツトヨタ裏、これが市道吹374号線、それと境内の善勝寺の南側、市道川23号線などを計画しております。工事内容としましては、歩道の整備、側溝の敷設などとなっております。

以上です。

(秋谷) 同じページになりますが、293ページの上尾道路接続市道整備事業で、ふれあいセンターの入り口の鴻巣鎌塚線か、交差点から糠田へ至る道の整備で2045号線なのですが、今年度は物件調査の委託、あとは土地利用履歴調査の委託ということなのですが、事業的に年度でもしこの先のスケジュールというものが、上尾道路次第というところあると思うのですが、今想定しているスケジュールというものがもしあれば、事業のスケジュール伺いたいのなのですが。

(P24発言の訂正あり)

測量委託だけだった。ごめんなさい、失礼しました。

(都市建設部参事兼道路課長) 上尾道路の接続市道整備事業、令和4年度は宮前、登戸、糠田地内で市道A-2045号線、コミュニティセンター入り口交差点から糠田地内の渡内樋管にわたる726メートル区間の路線測量業務委託を行う予定です。

そういった中で……この2045号線に限ったことによろしいですか。年度はいつやるというのが、確かにちょっと答えづらいというか、上尾道路との絡みがあるので、年度が確実に分らないのですが、これからやる事業としてちょっとお示しできるものを説明させていた

だきますと、路線測量が終わったら地元説明いたしまして、その後実施設計、そして用地測量、物件調査、用地買収、物件補償、工事、そういった項目がありますので、それを年度のこういうふうにはめ込んでいくという形になります。

以上です。

(秋谷) すみません、先ほど私、発言の中で、今上尾道路接続市道整備事業の話なのだけれども、間違えて市道のA-2045号線の詳細を言ってしまったので、その部分を取り消して、測量委託料という言葉に入れ替えておいてもらいたいのですけれども、議事録を。

(委員長) 分かりました。

今秋谷委員の申出のとおり、字句その他のことにつきましては委員長に一任お願いいたします。

(秋谷) それで、ここの接続市道のことなのですけれども、前に一般質問でもちょっと聞いたことがあるのですが、ほかの国側がやってくれる工事ではなくて、これは市側がやる部分で、要は歩行者のための道路の路側帯というのかな、そういったものを用意してもらえるのですかって前に聞いた記憶があるのだけれども、基本的に歩行者のためのそういう整備は、前の答弁だと検討されていないようなお答えだったと思うのです。何を言いたいかというと、田間宮小学校の前の通りは上尾道路で塞がれて、あそこは横断歩道がつくのです。だから、児童が通るのは確かにそちら側なのかもしれないけれども、でも実際のところ、ご高齢の方とか、道を分かっている方だと、こちらのA-2045号線のほうを利用する市民の方も結構多いと思うのです。ですのでこの辺り、歩行者なり自転車なりの方々への対応というものが、今の段階から考えていかないと、私的には駄目だと思うのですけれども、どのようにお考えなのでしょう。

(都市建設部参事兼道路課長) 市道A-2045号線、コミュニティセンター前の通りにつきましては警察等とかの協議の中で、幅員が約7メートルぐらいは確保したいという考えでありますので、そういったことも踏まえて、路線測量の中で線形決めながら検討していきたいと考えております。

以上です。

(秋谷) 同じ293ページの橋りょう維持事業に伺います。ちょっと今回はこの横断歩道橋及び大型ボックスカルバート長寿命化修繕計画策定委託料って以前はなかったと思うのですが、これの内容をまず伺います。



(都市建設部参事兼道路課長) 横断歩道橋及び大型ボックスカルバートにつきましては、平成26年7月に道路法施行令の改正がありまして、2メートル以上の橋梁点検が義務づけされたとき、同様な義務づけがされたため、平成30年度に点検を実施しております。

なお、法令点検サイクルは橋梁と同様に5年に1度となっておりますが、令和2年3月に補助制度要綱が改正されたことに伴い、点検修繕等の費用に対する補助金の交付要件を満たすには、令和4年度までに橋梁と同様に横断歩道橋、それとボックスカルバート、大型ボックスカルバートについても長寿命化修繕計画が必須というふうになり、施設の最新の状況を計画策定に反映させるために、点検業務を含めた形で予算計上させていただきました。

歩道橋は1橋あるのですけれども、エルミこうのすとアネックスを結ぶところの架かっているやつ、あの歩道橋、それと大型ボックスカルバートは三谷橋のアンダーのところですよ。それと、大間地下道、そこは小さい自転車だとかあれが行けるところが大間地下道で、三谷橋—大間線が…失礼しました。鴻巣宿わっぷ地下道という名前で、それが2個目、3個目が武蔵水路のJR横断部、その3つが大型ボックスカルバート、それについて修繕計画を4年度までに立てれば、今後補助金がもらえるといったことになるので、令和4年度にちょっと計上させていただきました。

以上です。

(秋谷) 分かりました。あと、その下に橋りょう長寿命化修繕計画修正業務委託料ということなのですが、修正すべき事項が何かしら出てきたのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 橋りょう長寿命化修繕計画修正業務委託料ですが、現在橋梁維持に係る定期点検、補修工事等の費用については、補助金を活用し、事業の一部に充てて事業を執行しておりますが、国によりまして令和4年度に補助要綱に合致する長寿命化修繕計画が策定されていなければ、令和5年度以降の補助申請ができない旨の通知がありました。したがって、交付要綱に合致するためには、現計画の追加項目として、コスト縮減につながる新技術の活用や橋梁の集約化、撤去などの費用縮減に関しての記載が必要となるため、既存計画の修正業務委託料として予算計上させていただいております。

(秋谷) 次は295ページの水路改修事業なのですが、水路改修工事の予定場所、さっき説明あったかな、自分ちょっと聴き損ねてしまったのですが、お願いします。

(都市建設部参事兼道路課長) 水路改修事業になります。令和4年度は、継続案件で3件、新規で2件、合計5件、延長につきましては約645メートルの水路改修工事を計画しております。

主な実施場所としましては、吹上富士見の吹上中央幼稚園付近、それと糠田、渡内橋から武蔵水路に向かう細い道沿いの水路、それと明用の三島神社付近、それと屈巢、県道行田蓮田線と並行した道沿いの水路を計画しております。

工事内容としましては、吹上富士見、明用の一部が水路敷のコンクリート打設、それと糠田、明用の一部が水路の蓋かけ、屈巢が水路のかき上げとなっております。

以上です。

(秋谷) 次は297ページで、何度かこの都市計画決定・変更事業の、今年度の委託料のところなのだけれども、コンパクトシティーを進めていくお考えのようなのだけれども、具体的にどういう絵をお考えなのでしょうか。昔ちょっと視察した記憶もあるのだけれども、ちょっと鴻巣がお考えになっているコンパクトシティーというものがどういった絵なのか、もしお示しができるんなら、言葉で示せる範囲で示していただきたいのだけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長) コンパクトシティーに向けたまちづくりということで、この具体的な目指す方向性も含めて、今後皆様にパブリックコメント、都市計画審議会といった手続を踏みながら進めていくわけなので、今回の委託業務として、まずその素案をつくらなければいけないというところで、今回それに関しましては鴻巣市の現状とか分析、課題等を定めて、どんな誘導施設にしていくのかの検討、それから誘導区域はどんな地域につくるのか、そういった素案の検討、それと公共交通機関に関わるものの検討、あと達成状況に関する評価方法、そんな形で素案のほうをつくっていくようになります。具体的にはと言われますと、今の現状ではこれから着手する段階なので、皆様にお示しできるパブリックコメント等で示していきたいと考えております。

(秋谷) 同じページの中の都市計画総務費庶務事業で、実際は299ページになってくるのだけれども、上尾道路の建設促進期成同盟会の負担金があるのですが、上尾道路の令和3年度の現時点の現状と、令和4年度の事業内容、そこら辺をもし分かる範囲でお答えできたらお願いします。

(都市建設部参事兼道路課長) 上尾道路の現状につきましては、事業

を実施する大宮国道事務所によりますと、現在、用地買収は箕田交差点より県道東松山鴻巣線までを進めており、今年度は県道東松山鴻巣線から南へ、市道A-2020号線までの約1キロの用地買収に向けた用地調査を実施しております。工事は、主にJR高崎線を横断する橋梁の橋台を、本線の下り線側で橋梁上部下部工事として実施していると伺っております。

次に、令和4年度事業の内容につきましては、関東地方整備局のホームページ、令和4年2月15日時点の情報によりますと、調査設計、用地買収、改良工、橋梁上部下部工を実施する予定と掲載されております。

以上です。

(秋谷) 次が299ページで、駅施設等維持管理事業なのですが、JR3駅の各種の事業や委託でやっていただいているのですが、駅前の公衆便所の清掃のところでもちょっと伺いたいのです。私は専ら鴻巣駅の利用者なのですが、残念ながら東口の駅前の公衆便所も西口の駅前の公衆便所も、あまり何か好んで……ちょっと利用しづらいというのかな。もし設置後の経過年数とかが分かれば、ちょっと伺いたいのですけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 駅の設置年数ということで、まず鴻巣駅の東口のトイレにつきましては平成8年度、西口のトイレにつきましては平成2年度、それから北鴻巣東口トイレ、これが昭和59年度ということで、この3つがもう30年以上経過しているものになります。

その他、北鴻巣駅の西口のトイレは平成27年、それから吹上駅の北口は平成20年、南口のほうも古くて昭和61年ということになっております。

(秋谷) もう30年以上経過している公衆便所は、ちょっと暗いのです、一言で言えば。あとは水回りの問題もあるのか、ちょっと異臭というのか、臭いも出ているし、できれば古いものを改修できるものなら改修すべきではないのかなと思うのですけれども、そういった計画はないのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 使用されている年数からして、もう改修の時期には来ているというふうに私のほうも感じております。昔のトイレはどうしても乾式、今のトイレはどちらかというとモップで拭いて清掃するタイプ、昔のトイレのほうは水で流して洗うようなタイプで、どうしても排水口が床にありまして、そこからも、トラッ

プの水がなくなりますと、臭いが上がってしまうと。そういったものの方式でもありますし、改修していくべき時期には来ているというのは感じております。ただし、改修となりますと、1つのトイレを改修すると2,000万から3,000万程度の費用が発生します。それを計画的にやっていくには、今の環境ではちょっと難しい。例えば国のトイレ改修に対する長寿命化の補助金でも創設があれば、うちのほうもそういったメニューを利用していきたいとは考えております。今現在のところ、そういった補助金がないので、きれいに。昔のトイレというのはどうしても暗いです、先ほど委員がおっしゃったとおり。なので、まずは清掃はもちろん毎日やるのですが、照明設備について、今、人感センサーつきの明るいものもありますので、そういったもので取りあえず中を明るくして、清掃がちゃんと行き届いているような、暗いというイメージだけでも取れるように改修をしてみたいと考えております。

（秋谷）299ページで、荒川左岸通線整備事業で、道路認定に今朝方行って、新年度は測量委託設計委託料というのが計上されているのですけれども、今後その事業実施に向けてのスケジュール、こういった流れで進んでいくのか。認可を取得するとか、そういった一連の作業スケジュール、今の段階で分かる範囲で教えていただきたいのですけれども。

（都市建設部参事兼都市計画課長）荒川左岸通線につきましては、今回市道の認定ということで、この目的としましては社会資本整備交付金、総合交付金のほうが認定を条件としておりますので、認定して進めるということです。測量費から補助金の活用ができるということで、まだ何もできていないところから認定をさせていただいたと。

この認定をさせていただいたことで、都市計画道路というのは、例えば建築をするときとか、あと土地を動かすときとかに、うちのほうに許可が必要になってきますので、そういった機会を見て、できれば補償物件は少ないほうが総事業費は少なく抑えられるというふうに考えますので、そういった土地の動きがあったときには先行的に、用地測量さえしてあれば買収ができますので、そういった形で買収していく計画です。ですから、何年かけて整備すると、事業認可を取ると、例えば最大7年間に整備しますといった事業スケジュールを立てますが、事業認可は今の現時点では取らずに、そういった方法で、なるべく事業費を抑えられるような進め方をしていきたいというふうに考えております。

(秋谷) もしそういう流れで、事業認可を取らずに用地を買収するだの、測量だの、国からお金を使うためにやったというのであれば、ぜひ北側も同じような形でできないものでしょうか。南側はある意味630メートルで、いい区切りになっているわけではないですか。北側も同じ手法で、今から道路認定をやって、測量から何かから国のお金をうまく活用して、やれるようにできないものなのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) この方法は、必ずしも今まで言っていたやり方と違う。今までは、事業認可を取得し、何年で整備しますという宣言をしながらやっています。その方法で1つ困ること、困るというわけではないのですが、比較的北側のほうが空き地、建物が建っている場合ですと、それほど効果がないのかなと。空いている土地があることで効果が生まれるというふうにはうちのほうは考えております。例えば南のほうは、生産緑地等も結構路線にありますので、そういった土地が今後相続とかで売買等が発生する可能性が高いというふうに考えていますので、こちらを優先した形になっています。以上です。

(秋谷) そう言われてしまったらしようがないから、次、301ページに行きます。三谷橋一大間線の2期なのですけれども、前、私は令和4年度中に何とか完了できるのですかというふうに聞いていたのですが、どうでしょう。やっぱり4年度中は難しいのでしょうか。

(都市建設部副部長) 三谷橋一大間線の令和4年度中の完成についてというところでございます。今回の議会の中で、本会議場で市長でも説明がございました。令和5年の夏を目指してまいりますと。我々も、工程等を精査いろいろさせていただきました。そのような中で、何とか令和4年度中に、令和5年の3月に供用開始ができないかと。上下水道、あるいは東電、N T T、そういう機関とも調整を図りましたが、物件の買収が約1年遅れたといったことが、それを何とか取り戻そうということで鋭意努力はしてみたのですけれども、工程を精査する中で、今、令和5年の夏、ここがやはり最短で供用開始ができると、安全に工事ができるという中で時間ということで説明をさせていただいたと。今回も我々は令和5年の夏の供用開始に向けて、引き続き努力はさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

(秋谷) 次、同じ301ページの、今度は三谷橋一大間線の3期工事なのですが、こっちのほうも午前中に道路を見て、道路認定される、道路認定で行ってきましたけれども、この429メートルの路線は、この事業

スケジュールを伺いたいのだけれども、今2期工事が令和5年の夏までということ、それ以降に、こちら側は逆にどうなのだろう。さっき左岸通線の南側は事業認可をすぐ取得しないで、土地の動きがあったら困るからというような形でやっていくような話があったけれども、こちらの3期工事のほうは逆にしっかりと事業認可を取って、上尾道路にすりつける道路だから、そのスケジュールはさっきのと違ってくるのでしょうか、左岸通線とは。ちょっとその辺りを。

(都市建設部参事兼都市計画課長) どの路線を事業認可を取って進めるかというお答えでよろしいでしょうか。当然上尾道路に関するものというのは、上尾道路の進捗に合わせてやっていかなければいけないというふうには考えておりますので、それが上尾道路が今の段階でどのくらいというのが見通せるのであれば、当然、三谷橋一大間線3期のほうが事業認可にふさわしいというふうには考えております。

もう一つ、駅南通線のほうもあります。これが今回25件ほどの物件ということで、あと駅南通線のほうも物件が結構あるのですが、あと先ほど言った空き地の問題がありまして、事業認可を取ることによって建築を制限することができるので、どちらのほうが空き地が多いとか、そういうことで考えるのも一つの方法なのかなということで、現時点で恐らく上尾道路ではなくて、三谷橋3期のほうが一番高いとは思いますが、今の段階でそう決定するものではないのかなというふうに考えています。

(秋谷) もう結構長くやってしまっていますから、ちょっとはしょって313ページに飛ばせてもらって、空家等適正管理事業のところの、この空家解体工事補助金の300万円なのですが、これは新年度から取り入れるやつですが、まず補助金の使い道の範囲をちょっと伺いたいです。というのは、私の知っている限りでは、空き家等の要は苦情というのか、周辺からの苦情というのは、建物本体だけではなくて、例えば敷地の中に植栽物であったり、中にいろんな処分しなければならぬものがあったり、そういったものからの苦情というのも結構あったと思うのですが、この補助金の使い道の範囲、まずその点について伺います。

(建築住宅課長) 今回の空き家の解体工事の補助金ということで、やはり空き家の解体ということなので、母屋が壊されるというのが前提にはなると思います。まだ要綱は作成中なのですが、ただ空き家の定義の中で、空き家になっている建物に附属している植栽であるとか門扉、こういったものについては空き家としてみなすことができますの

で、そういったものも壊したものも含めて、工事費として見ていいのではないかというふうに今の時点では考えています。

以上です。

（秋谷）あと、それで今回300万円なのですからけれども、これ想定以上にもし申込みが来た場合というときは、補正やら何やらこれ組むんでしょうか。いかがでしょう。まだ先のことは分からないけれども。

（建築住宅課長）想定以上に来てしまった場合というのも考えてはいるのですけれども、ちょっとほかの市町村だと、思う以上に来てしまって抽せんをやったなんていう市がたしか、秩父市か本庄市かだったと思うのですけれども、あったのですけれども、そういった抽せんになるようなことはちょっとなりたくないなというふうには考えていまして、予算の範囲内ということですので今要綱も考えていますから、限度額30万円を予定していますので、その10件分を今見ていますが、大量に来てしまったということはないというふうには考えているのですけれども。

その根拠としては、80平米以上の木造二階建て以下の建物とかを解体する場合は、建設リサイクル法の届出というものを建築住宅課のほうの窓口にしてもらっています。この中で、今年度をちょっと見てみたのですけれども、1月31日までの数字なのですけれども、今年度になって10か月間で約170件の届出がありました。このうち市内の解体業者が代理人になって申請されて、なおかつ旧の耐震の建物で個人が所有している建物、今回の補助の要件に合っけきそうな人の件数が約20件あったと。この中でまたさらに1年以上の利用がないものが空き家として見ますので、さらに老朽化してきている建物というものを対象にしたいというふうに考えていますので、この20件のうち半分以下になるのではないのかなというふうな想定をしまして、10件ぐらいを今年度見込んでいるといったところです。

以上です。

（秋谷）予算の算定の根拠ということなのだろうけれども、今のお話は。ただ、実際に特定空家と言われている空き家の件数は、その点数では済まないですよ、実際のところは。それはやっぱり平米数的な問題で削れてくるものなのではないでしょうか。特定空家と、要はここでいう予算算定の根拠との乖離がないのかどうか、ちょっと伺いたいのですけれども。

（建築住宅課長）ちょっとこれはやってみないと分からないところではあるのですけれども、特定空家というのはちょっと鴻巣の場合、指

定が2件しかないのですけれども（P34発言の訂正あり）、今回老朽化して管理不全になってしまいそうな空き家を対象としたいと考えていますので、まだ予定ではあるのですけれども、旧の耐震なので昭和56年5月31日以前の確認取っている建物、なおかつ市のほうで現地等見て、ちょっと今、採点表みたいなのを考えていまして、まだきれいなものとか、そういったものはちょっと対象外にしようかなというふうにも考えています。うちのほうで見て、明らかにちょっとこれは柱とか土台が腐ってしまってきているとか、屋根が剥がれてしまっていて、ちょっと管理不全に陥りそうなものになっているとか、そういったものを対象にしようかなというふうにも考えていますので、旧耐震の建物全てが解体されたときに対象になるかというのと、そうはならないというふうに、最初はそういったものに補助していきたいと考えていますので、そういったところから10件というような判断をしているところだと思います。

以上です。

（何事か声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時16分）



（開議 午後3時28分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（建築住宅課長）先ほど秋谷委員のほうから空家等適正管理事業のご質問をいただいた中で、特定空家の指定の件数、私2件と答えたのですけれども、指定している件数は2件なのですが、1件は既に解体されています。訂正をお願いします。

以上です。

（委員長）ご了承願います。なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

（川崎）それでは、117ページになります。交通安全施設整備事業について、通学路安全対策工事について主にお伺いをいたします。

第5期通学路整備計画に基づき128件の整備を進める、これは予算参考資料にあったわけなのですけれども、令和4年度は30件の通学路安全対策工事を実施するということでもあります。そこでまず、第5期通学路整備計画の内容について伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）第5期通学路整備計画の内容なのです



けれども、埼玉県では通学児童等の安全を確保するため、おおむね5年ごとに通学路の安全点検を行っており、今年度、5回目の安全総点検を実施いたしました。当市におきましても保育園、幼稚園や小学校、中学校、高等学校の教職員及び保護者が連携し、令和3年4月下旬から7月末にかけて各校の通学路の危険箇所について総点検を行いました。総点検の結果、市内全体で181件の危険箇所の報告がありました。181件の中には国道や県道のほか、警察が所管する案件も含まれておりまして、市道に係る危険箇所は181件のうち128件ございました。この128件につきまして現地調査をし、対策を検討しまして、対策が可能である113件につきまして第5期通学路整備計画を作成いたしました。以上です。

(川崎) そうしますと、この予算参考資料の中にあつた言葉から取りますと、128件の整備を進めると。令和4年度は30件の通学路安全対策工事を行うということなのですが、この128件という、あと30件ということの数字の違いについてお伺いします。

(都市建設部参事兼道路課長) 第5期通学路整備計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までであります。迅速な対応が求められることから令和3年度から対策を実施しており、令和3年度12月議会で議決された補正予算で保育園などからの報告に関わる危険箇所13件の路面標示を既に施工しております。また、現行の予算の中で修繕を実施した箇所や、民地の所有者に指導を行い対策を講じた箇所などが48件ございまして、令和3年度中に既に56件の対策を講じております。危険箇所の対策につきましましては、現地調査の結果、緊急性や事業費を勘案した上で計画を作成しており、令和3年度が56件、令和4年度が30件、令和5年度が21件、令和6年度以降が6件の対策を計画しております。

以上です。

(川崎) 通学路の安全対策につきましましては、私もこれまで一般質問でも取り上げてまいりました。その答弁の中で、危険箇所数の認識としましては小中学校からの危険箇所が95件という答弁をいただきました。この95件の内訳について、市の対策ということになりますとどうなのか、この95件の内訳についてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 95件の内訳についてということなのですが、小中学校から報告のありました95件の管理者別の内訳につきましましては、鴻巣市が64件、埼玉県が14件、警察が17件でございます。

以上です。

(川崎) それでは、危険箇所数の、今95件というふうにあったわけなのですけれども、その対策の進捗状況についてお伺いをいたします。市以外の管理者、要するに警察ですとか県ですとか対応しているところもあるわけなのですけれども、それぞれ市以外の管理者の進捗状況ということも併せて答弁いただければと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 通学路整備計画の進捗につきましては、毎年度当初に北本地区通学路安全対策検討委員会、これは北本県土整備事務所が主催するのですけれども、それが開催されまして、各管理者から対応済みの箇所について、写真を用いた完了報告が行われております。これにより他の管理者の安全対策の進捗状況を把握しております。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から6月7日に書面会議を行いました。

以上です。

(川崎) それでは、287ページをお願いいたします。住宅等耐震改修促進事業について、前任者から質問がありましたので、その部分は結構なのですが、私のほうでお聞きしたいのは、特に危険だと思われる箇所が7件、危険と思われる箇所が60件ということでありました。特に危険だというこの7件につきましてはどのように危険なのか、具体的に示していただければと思います。

(建築住宅課副参事) 特に危険なブロック塀7件の状況がどのような状況かということのご質問でございますが、こちらにつきましては、外観で見たところ、もう傾いているだとか、ひびが入っているとか、そういった外観からもう大きな地震が来たときに倒壊するのではないかというふうに判断されるようなものが対象になっております。特に危険とそうでないものとの差でいくと、基本的には危険、危険ではないという判断自体が危険性があるというのが前提でありまして、実際には地震が来てみないと倒れるかどうかというのは判断できないところではあるのですけれども、ひびが入っているとか高さが一定の基準を超えているとかいうところで、もうそれだけで危険という判断になりますので、見た目はひびが少なかったりとか傾いていたりとか、そういったことがなくても危険という判断になるのに対して、特に危険なものについては見た目で傾いているだとか大きなひびが入っているとか、危険性があるというようなところで分けております。

以上です。

(川崎) これは、全部通学路に面しているところでしょうか。それっ

て通学路に面していますか。

(建築住宅課副参事) すみません、全てがこれ通学路に面しているかどうかまではちょっと確認が今できていないのですけれども、そもそもこのリストというのが学校のほうで調べていただいて出していたところですので、原則通学路ということで判断していただいた中でリスト化されていると思うのですけれども、今現在通学路になっているかどうかまではちょっとそこまで今確認ができていない状況です。すみません。

以上です。

(川崎) もちろんそれが要件といいますか、通学路であるような事故がありましたので、ブロック塀でということもありましたので、それは当然条件になっているということは、一応確認という意味で今伺いをしたわけなのですけれども、となりますと、特に危険という、どちらにしても危険性があるということからすると、危険も特に危険もどちらも危険なわけなのですが、そのお知らせということで、今コロナ禍ということで特にポスティングでお知らせをしているということでしたけれども、どのようなお知らせ内容なのか、お示しいただければと思うのです。といいますのも、これ仮に本当に危険で、倒れて事故になった場合、どのような賠償、どこが賠償を負うのかみたいな、そのようなことまで本当に踏み込むと、そういう責任問題ということもありますよね。ポスティングでそのようなことまで入れているとは思えないのですが、だからこそ会ってお話をしたり、ご理解いただくということが一番だとは思っているのですけれども、このような大変な事故になりかねないということはお理解をいただくということも一番ですので、どのようにご案内をしているのか伺います。

(建築住宅課副参事) そのポスティングの資料なのですが、実際に過去にあった被害の写真、これは財団法人消防防災科学センターなどがホームページに掲載しているような写真を利用させていただいているのですが、そういった実際の倒壊しているような写真だとか、あとは専門家への相談先、それとブロック塀の安全確保に関するパンフレットですとか、あとは注意喚起の貼り紙ということで入れさせていただいているのですけれども、補償という観点、損害賠償とか、そういった観点では深く踏み込んだところは言えないと思うのですが、基本的にはそのブロック塀の所有者さんに責任があると市のほうでは考えている中で、自己点検とか、危険性がある場合には通行人などに被害が出ないように注意喚起の貼り紙などをしてくださいというようなもの

をお配りしていますので、その辺のところは認識していただいているのかなと考えてはおります。

（川崎）このことでは最後の質問になるのですけれども、4件がそのようなお問合せでしょうか、申込みがあったということでしたけれども、残念ながらその対象ではなかったのというお話でありました。対象にならなかった理由は何ですか。

（建築住宅課副参事）この4件につきましては、そもそもが市が持っているリストの中の対象ではないという意味で、補助の対象ではないとか、そういった意味ではございません。以上です。

（川崎）では、289ページと291ページに関わってきます、289ページの一番最後、道路改修事業があります。1億1,999万3,000円が計上されております。291ページには幹線道路等整備事業ということで、このことについてもご説明がありました。その内容をお聞きしますと、この幹線道路等整備事業については2億4,232万5,000円ですか、が計上されているのですけれども、この幹線道路等整備事業については舗装の打ち替えということでありました。反対に道路改修事業については、こちらについては舗装の打ち替えと、あと側溝を入れると、側溝の敷設という話がありました。この工事内容に違いがあるわけなのですけれども、この理由といいますか、工事内容に違いがあるということでもういいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）すみません、改修事業のほうの側溝につきましては側溝の蓋かけだとか現在ある側溝を直すという形の改修という形になります。改めて側溝を入れ替えるというものではないものです。幹線道路のほうは、側溝だとかは修理せずに、もう一気に舗装を打ち替えるという形の工事になっております。

以上です。

（川崎）分かりました。これは、前任者からも質問がありましたので、工事内容に確かに違いはあるけれども、道路改修事業については側溝の敷設ではなく、既存の側溝の蓋かけであるとか、そのような事業内容だということによろしいのですか。

（都市建設部参事兼道路課長）あと、幹線道路というのは1級、2級の幹線道路だとか、それに似通ったというか、それと同等な一般の道なのですけれども、改修工事のほうは生活道路です、ほとんどが。ほぼ全てがそういった形になります。道の大きさとか幹線のほうが大規模な形の中での工事というふうな認識でいただけるとよろしいかと思

います。

以上です。

(川崎) 分かりました。

では、同じページの291ページのふるさと総合緑道整備事業になります。こちらについては、まず具体的な内容について、この事業内容についてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今回計上しています予算につきましては、ふるさと総合緑道の一部であるH-223号線についての費用となっております。まず、その詳細設計の委託料、今回業務委託を行うには工法による周辺の影響の確認、それと工事費の算出、この中で行っていきます。それと、物件調査委託料、こちらのほうは当時一度やっていますのですが、平成30年度の物件調査を行っておりますが、その現況調査、単価の入替え必要になりますので、そのほうの予算を計上しております。それと、工事請負費につきましては、元荒川渋井橋付近左岸側舗装工事、こちらのほうは北本県土整備事務所のほうが元荒川の改修工事により渋井橋付近の整備が今年度中に完了します。それに接続する形で水路脇幅員2.5メートル、約60メートルの舗装工事を行う予定となっております。

以上です。

(川崎) 改めてこのふるさと総合緑道についてなのですが、どこからどこまでがふるさと総合緑道なのか、ちょっと口頭で示すのは難しいかもしれないのですが、要はもう完成しているのかどうかとか、ちょっといいですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) ふるさと総合緑道のほうは総延長91.9メートル、市内対象公園とか主要な公共施設、ネットワークで結ぶ施設となっております。令和4年の2月末で整備率99.5%。残っている部分というのが今回費用に上がっています渋井橋の付近とH-223号線の部分になります。

(川崎) では、今予算計上されておりますところが出来上がりますと100%になるということの理解をいたしました。そうしますとそれが完成形であるということになるのだと思うのです。ふるさと総合緑道がまさしく完成しましたと。その完成は、いつ頃を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今年度その詳細設計を行いまして、来年度には用地交渉に入りたいというふうに考えております。この詳細設計につきましても改めて、ちょっと年数がたってしまったので、

概略設計から年数がたってしまいましたので、また改めて北本県土整備事務所のほうとも再度協議も始めますので、その時点で若干の修正等も必要になり、今年度中の設計が完了できたならば、来年度から用地買収。それから、工事についてはどうしても渇水期の工事になりますので、下部工、下の土台の部分が1年、それと上に架ける橋が1年必要になります。

以上です。

(川崎) このことでは最後の質問になりますけれども、このふるさと総合緑道の項目については。このふるさと総合緑道の今のH-223号線については、これ私の記憶しているところなのですが、住民の要望があったと認識しております。確か220人以上、ちょっと正確な数をもし分かればお示しいただきたいのですけれども、そのような住民の要望がまず基になっていたということで記憶しているのですが、そういう意味ではふるさと総合緑道の一番最後の部分になるわけなのですけれども、ここの経緯、最初の経緯をちょっともう一度お聞かせ願いたいなと思います。

(都市建設部参事兼都市計画課長) こちらの橋につきましては、ふるさと総合緑道の前に住民から元荒川に橋を架けてほしいということで、安養寺地区をはじめとする4自治会から要望をいただいております。総数が200、ちょっと手元に、230名から40名の間ぐらいだと思いますが、の要望をいただいております。それから1つの橋を造るというよりは、計画される前の移転の中の要望の一つであります。それとあわせまして、ふるさと総合緑道の整備の中で、その路線を重ねる形でふるさと総合緑道を指定したと。その後、今後も使える使い方としては、5.5メートルの一応幅員がありますので、自動車も通行できる道路、それから防災上、緊急車両が通れるような道路、それと通学、通勤される方も通れる道路という形で整備していくということで計画しております。

(川崎) では、今の項目については終わります。

続いて、293ページの道路改良事業についてです。こちらも前任者から質問がありまして、継続8件、新規8件、路線数は16路線ということで、延長が1.52キロメートルということでありました。大体の場所も聞かせていただきましたが、まずその1.52キロメートルなのですが、一番長い延長数でどこの箇所でもどのぐらいなのか、一番短いところでいうとどこで、どのぐらいなのかということをもっと聞かせていただきたいと思っております。

(都市建設部参事兼道路課長) 現在手元にある資料の中でちょっとお答えさせていただきます。実際に測ると、実延長というのはまだ設計していない段階なので、分からないのですけれども、この路線を選んだ中の距離というふうに思っただけだと思います。一番長いところ、約500メートル、これが……来年度やるところはちょっと継続工事とか、そういったものをまず、今500メートルと言ったのは、市道のA-1020号線というのですけれども、これ何年かかけて500メートルやるという。今年度、……すみません、ごめんなさい、ちょっと。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時55分)

---

(開議 午後3時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) 今手元にその1.52キロメートルの資料がございませんので、一番長い路線が何メートルか、一番短い路線が何メートルか、そしてその場所がどこかという質問に関しましては、次回、月曜日にお示しいたします。

以上です。

(川崎) それで結構です。

では、ちょっと1点聞きたいのですけれども、16路線に絞った理由と申しますか、要望自体は非常にたくさんあると認識しておりますので、8は継続ですから、あれなのでしょうけれども、新規8について、そこにする理由ということについてお伺いしたいのと、併せてでいいのですが、増額の理由ということについても聞かせていただきたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 16路線の選定の理由につきましては、鴻巣市道路等整備箇所評価検討委員会に諮りまして、これまでに寄せられた要望書や道路管理者として対策が必要な箇所について優先順位の上位であることや、他工事との兼ね合いから継続を8路線、新規8路線の計16路線を選定しております。

また、増額の理由というのは、道路改良事業費の増額という捉え方でよろしいですか、増額してある。工事費のこと、工事費も増額になっているのですけれども、よろしいですか。道路改良事業の中の工事費がかなり増額になっているのですけれども、これは道路工事の中でも改良工事の要望が増えていることから、改良工事の件数を昨年度の9件から16件へ7件増やしたため、工事請負費が増額となっております。

以上です。

(川崎) 要望が多いということがよく分かりましたので、このことについては結構です。

続きまして、297ページなのですが、同じページです。立地適正化計画策定業務委託料ということで、コンパクトシティについての話になります。まず、そもそもコンパクトシティというのがどのようなものと認識していらっしゃるのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長) コンパクトシティとは、土地利用の郊外への拡大を抑制し、中心市街地を活性化させ、生活に必要な施設、機能を近接した効率的で持続可能な都市というところでコンパクトシティを考えております。

(川崎) 計画自体がこれからののだということは前任者の質問でもあったわけなのですが、そういうコンパクトシティの定義に当てはめたときに、鴻巣においてどのようなコンパクトシティということ想定しているのか。というのは、これ最終的にはいろいろたたき台みたいな形をつくって、パブリックコメントですとか都計審ですとかにしていくというのは当然なのですが、当然そのたたき台をつくるということは、全くなにもありませんということとは絶対にはないと思いますので、このコンパクトシティの定義に鑑みて、鴻巣市ではこのようなというイメージ、理想、目的について聞かせていただきたいと思います。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 全体的に言えることなのですが、今建築住宅課のほうでも空き家対策やられていると思います。当然都市の中がスポンジ化して、家はあるのだけれども、人がいないということが一つの課題にはなっているとは思いますが、そういったものがなくならない、あるいはスポンジ化しないような施設の誘導、便利になれば人は住むという考え方の中でコンパクトなまちづくりを一つのビジョンとしていくのが鴻巣市の考え方。ただ、地形的な問題というのは、鴻巣市は山あいではないので、ここが駄目だから潰しましょうと、そういった考えは全然持っておりません。どこに行ってもどこでも住めるような鴻巣市、例えば田舎が好きな方であれば田舎でもずっと一生、あるいは何代も続けて住んでいけるような土地柄ではあると思いますので、限界集落のような、もう集落がなくなるような、なくすような、そういう考え方は持っておりません。一応立地適正化計画の範囲というのは、当然市街化区域に全部集めるのだというイメージをお持ちかもしれませんが、考えるのは都市計画区域、鴻巣市全



てをまずどうしていくか、上位計画である都市マスタープランもそうなのですけれども、そういったものも整合性も図りながらやっていきますので、ただこの計画を、今までの都市マスタープランがその理想形であれば、これを実行していく手段のためにどうするかというものを決めていく計画、実効性のある計画というふうに考えています。では、具体的にと言われますと、これはこれから皆さんの意見を聞きながらつくっていきたいと考えております。

（川崎）では次に、299ページになります。駅施設等維持管理事業についてですが、この中で駅のエレベーターの設置ということも、当然どのようにやっていくかという検討についても予算計上されていますので、経緯と内容について、またJRとの話合いというのがどのような状態になっているのかを併せて伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長）鴻巣駅の東口のエレベーターは、現在のところエルミこうのすのエレベーターに負担金をお支払いして、時間帯で利用させていただいております。始発から終電までの運転ではなく、限られた時間の中で今お願いをしているところです。市が持つエレベーターがないので、24時間は動いていないというのが一つの課題と、あと駅の自由通路に直接つながっていないというところがあります。こんな中で自由通路に直接乗れる、駅広にすぐ降りれるようなエレベーターの設置について今までJRさんと、あと越谷建築センターといろいろとお話をさせていただきました。一般質問等の中でも出てきているのですが、今回エレベーター設置する、増築するという場合は、どうしても自由通路のみならず、駅舎も含めて診断が必要ということで、それを全て改修すると、桶川市の例で言いますと約5億近く、5億を超える額がかかっているところで、これがまた大きな課題になっています。そんな中で、今回来年度調査に入るという中で、先ほど言ったJRとの話合いも入ってくるのですけれども、JRさんのほうは2年前、調査について費用負担して行っていききたいという旨の話は鴻巣市側もしたのですが、このコロナ禍ということでなかなかその費用を負担して着手、調査費用というよりは、駅舎にかかる改修費が相当大きく響いてくるということで、新規の設備投資は今はできないという回答をいただいております。そんな中で、調査については費用のかからないところで協力していただけるということで、来年度、可能性の調査費を計上させていただいたということで、それが経緯となっております。

（川崎）今のお話をそのまま受け取りますと、JRは全く費用は出し

ませんので、市のほうで全額負担でやってくださいというふうにも受け取れるわけなのですが、そうなりますとエレベーターを設置できる可能性、どうなのですか。これ住民要望も高いので、お伺いするのですが。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今までJRと協議していた内容としましては、自由通路に直接つなげて、どうしても駅舎に及ぶという考えの下、進めてまいりました。今回そこからちょっと頭を、頭というか、自由通路から一旦離れて、それでは自由通路につなげない方法はないのかというところも含めて検討をしていきたいなというふうに考えております。

（川崎）そうしますと、このことについては最後の質問になりますけれども、先ほど私コンパクトシティのことについてもいろいろお伺いをしました。その中では鴻巣市全体、特にここというエリアを決めるのではなくて、まずは全体をとというようなお話もありましたけれども、エレベーターをつけたり、またコンパクト、便利、住みやすいというようなそのワードを組み合わせますと、コンパクトシティの中で駅のエレベーターの設置ということも考えられるのかどうか、お伺いいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長）先ほどの立地適正化計画の中には、その計画をつくったことによって社会資本整備総合交付金の活用もできる事業も含まれて、できるということになっております。そんな中でエレベーターを造るに当たり、その交付金が活用できることも予想されますので、その交付金、財源の確保というのをも併せて検討の中で、今回の調査の中で検討していきたいというふうに考えています。

（川崎）では、305ページでお願いします。305ページの既設公園施設・遊具改修事業についてお伺いをいたします。

これ前回私、委員会の質問の中で遊具点検について聞きました。そのときには資格を持った点検者が判断をしているのだということでありまして、そのときの答弁では、ではその遊具についてはAランクが4基、Bランクが228基、Cが317基、Dが1基だったと記憶しております。ただ、このAランクの4基というのはすごく少なく感じるのですが、これは利用している中で例えば塗装が少し剥がれたり、傷ついたりするだけでもBランクという判断になるのですということにして、Bランクで使うことには全く問題がないという認識ですというお話でありました。そこで、このA、B、C、Dというランクづけなのですが、それだったらBランクはAランクでもいいのではないかなと私は

考えるのですが、最終的にこの判断ということについて、あとこのA、B、C、Dについての受け止めについてはどのように考えてらっしゃるのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 委員おっしゃるとおり、Aランクというのが大変厳しい状況で、ただし指導管理する側としましてはBランクまでは、AとBの差はないというふうに考えております。例えば1年前に設置した器具が2年目にBになったりするという状況ですので、Bまでについては使用に問題ない健全な状態であるというふうに判断しております。それと、Cが全て駄目かというのと、そういうものでもなく、Cの中でも可動域があるもの、例えばブランコでいえば軸ですよね、軸が動きます。その部分というのが外れますと事故につながる。ただし、動かないものであれば多少傷が入っていてもまだ使える、動かないものですね、というところで、可動域があるものの劣化については厳しく見て、そうでなく外観上のものであれば、それほど市の中でも優先順位としては低く見るといった判断をして改修のほうに費用を回していきたいというふうに考えています。

(川崎) もう一点です。この数え方なのですが、遊具、例えばブランコでも1基、滑り台でも1基、せせらぎ公園のほうに大型遊具が設置されたのですかね、今度大間近隣公園にはインクルーシブ遊具を設置すると、相当大型になるわけなのですが、その中には大型遊具の中にいろんなものが混じっているというのでしょうか、滑り台もありとかいう認識でいるのですが、それも全部1基と数えるのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 公園遊具としては大型遊具1基という、品種に対して1基というふうに考えております。

(川崎) では、インクルーシブ遊具を1基という考え方でいいのかどうかということと、あとインクルーシブのときにはゴムチップを危なくないようにということと埋め込んだりする訳なのですが、この場合、このゴムチップがどうのこうのとなったときにも、これもその遊具の一つというふうに考えるのかどうか、どこまでを遊具という認識にするのかお伺いいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) インクルーシブ遊具についても、1基については複合であろうが1基ということとを考えております。それと、その下にあるゴムチップ、設置遊具に安全領域というのが設定されていますので、その領域に入るものはその中の一つというふうに考えています。

(川崎) 313ページの空家等適正管理事業についてお伺いをいたしま

す。

こちら解体補助ということで新規事業になるわけですし、見込みとしたらば一応10件ということで見込んでいるということは先ほどお伺いをいたしました。この周知方法について、まずお伺いをいたします。

(建築住宅課長) 周知方法につきましては、チラシの配布、それと広報、市ホームページの活用、最近では広告媒体でツイッターとかラインとか、そういったものもありますので、そういったものを活用してお知らせをしていく予定です。

以上です。

(川崎) これ更地にするということが当然条件なわけですね。ただ、先ほどの答弁の中では、建物だけではなく、門あるいは植栽も含まますということでしたけれども、逆に言うと門しかないとか植栽しかないという、そういうところがあるのかどうかお伺いいたします。

(建築住宅課長) 今回は空き家の解体ということなので、門塀とか植栽だけの解体というのはちょっと念頭には置いていないのですけれども、また件数等もその辺はうちのほうではちょっと把握はしていないといったところではあります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時16分)



(開議 午後4時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) 改めてお伺いしますが、先ほどの質疑の答弁のときに今回は植栽や門も一緒に空き家としてみなすということでありましたけれども、これ私の考えとしたらば、更地にするのだから当たり前なのではないかなというふうに感じたわけで、もう一度お伺いをいたします。これどこでもそうなのではないのですか、どこの市でも、更地にするということは。

(建築住宅課長) 恐らくというか、県内で解体の補助をやっている行政庁は、基本的には更地にするというので前提にして補助金を出していると思います。

以上です。

(川崎) 先ほど10件の見込みですけれども、それ以上ひよっとしたら来るかもしれないと、それについてはまたそのとき考えますということでしたので、そのことによって本当に大きくこの空き家問題が解決

するといいなと私は個人的には思っております。

特定空家の実数なのですが、先ほどお話ありましたとおりに今のところは1件だということであります。これ特定空家というのを判断するのは空家対策協議会とかで最終的には決めるのだったというふうに思うのですが、この間住民からの苦情、あそこはどうなのだとか、そういうお話というのは来ていませんか。例えば瓦の屋根が落ちてしまって当たってしまったとか、いろんな事例がありまして、どこからどこまでが特定空家になるのだということでも自治会の中でも困っていらっしゃるといふ事例もあります。でも、実際には特定空家というふうになっているのは1件、それ以外のところはいわゆる普通の空き家という形になっているのだと思うのですが、この辺の住民からの苦情と併せて特定空家という認定が、改めてその特定空家の基準と、それに実数が合っているのかどうかということでお伺いいたします。

（建築住宅課長）特定空家に関しての基準というのは特段設けてはいないです（令和4年3月7日令和4年3月定例会まちづくり常任委員会会議録P1発言の訂正あり）。苦情に関しては、いろいろな案件がありますが、今年度になっても85件という件数の苦情が来ているというような状況です。この中でもいろいろ、建物に対しての被害というよりはやはり植栽であったりとか、そういうものの繁茂が多いというような状況です。特定空家にするかどうかについては、いろいろ市民からの苦情とか要望とか、そういったものを鑑みて協議会にかけていたりとかいう中で判断することになるといふところで、明確な特定空家にする基準というのはいちよつと今の時点ではないといふのが実情です。以上です。

（川崎）では、またこのことについては後の議会ででも質疑を重ねてまいりたいと思います。

一番最後の質問になりますが、313ページ、住宅リフォーム支援事業につきまして、その増額の理由と、あと住宅リフォーム支援事業がこのようにあるのですよといふことの周知方法についてお伺いいたします。これで最後です。

（建築住宅課長）住宅リフォームの支援事業の増額の理由なのですが、令和元年度、令和2年度は予算500万でしたが、9月中に予算の範囲内の額に達してしまいました。こうしたことから今年度は200万円増額して行ったのですが、やはり9月中に終わってしまったという状況になりました。その後も問合せ等も来ていますので、もう少し増額してもいいのではないかといいようなこともありまして、今

年度140万円の増額をしているものというところです。あと、周知方法なのですけれども、周知についてはやはりチラシの配布、市ホームページ、広報に掲載しています。

以上です。

（都市建設部参事兼道路課長）すみません、先ほど川崎委員さんのほうから言われた改良工事の中で、1.52キロの中で一番長い路線、そこを入れる一番長い路線はどこか、また何メートルか。一番短い路線はどこか、また何メートルかということがちょっと資料が見つかりましたので、この場をお借りしてちょっとご説明させていただきます。

まず、長い路線につきましては170メートルございまして、場所が市道C-546号線、大間2丁目地内となります。一番短い路線が35メートルの路線で、市道H-79号線、場所は郷地字十二割地内となります。

以上です。

（委員長）それでは、本日の審査はこの程度にとどめ、散会いたします。

次回は3月の7日月曜日午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変にお疲れさまでした。

（散会 午後4時28分）

